

【新型コロナウイルス感染拡大防止措置(バリ州政府:3月27日公表)】

令和2年3月28日(総20第38号)
在デンパサール日本国総領事館

- 3月27日、バリ州知事は州民に対し、引き続き自宅での活動を奨励し、大勢の人が集まる行事を控えるよう要請しました。また、輸送や医療活動、外国人の帰国等の場合を除き、州内外の移動を削減しまたは延期するよう要請しました。
- 今後の状況の変化により、さらに追加的な措置等が執られるも可能性がありますので、最新情報の入手に努めるとともに、感染の予防に努めてください。

1 3月27日(金)、バリ州知事は州民に対し、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、引き続き人との接触や大勢の人が集まる活動を控えるよう要請しました。出来るだけ自宅で過ごし、大勢の人出を伴う宗教活動や伝統行事も控えるよう呼びかけました。

2 また、バリ州政府の真剣な取り組みを踏まえ、州内外への往来を削減しあるいは延期するよう要請しました。ただし、本件要請は、緊急の必要性がある場合や自国に帰る外国人は対象とせず、また物資の輸送、医療や治安活動及び政府の公務には適用されないとしています。

3 バリ州に滞在する邦人の皆さまにおかれては、今後の状況の変化により、さらに追加的な措置等が執られるも可能性がありますので、最新情報の入手に努めるとともに、感染の予防に努めてください。

(参考)バリ州知事の要請(骨子)(仮訳)

- 1) 州民に対し、他者との接触や大勢の人との集まりを控え、他者との距離を保つことを要請する。また、戸外での活動を減らし、自宅で仕事や学習及びお祈りを行うことを求める。
- 2) 多くの人々が参加する伝統行事や宗教活動を行わないよう要請する。
- 3) バリ州政府は、現在、新型コロナウイルスの感染拡大を防止し、出来るだけ早くバリの状況を元に戻すために、真剣かつ集中的な努力を継続している。
- 4) この関連で、州民に対し、真に緊急な必要性がある場合及び自国に帰ろうとする外国人を除き、州内外への往来を削減しあるいは延期するよう要請する。
- 5) この要請は、物資の輸送、医療活動、治安活動、中央及び地方政府による公務には適用されない。

6) バリへの入り口(空港、港湾)の関係機関に対し、規則に沿って乗客の往来に対する警戒をより一層強化するよう求める。

7) 本件要請は、さらなる通知があるまで有効である。